

# 成年後見制度に関する相談窓口 習志野市成年後見センターを開設しました

## 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がい等の人が、不動産・預貯金の管理や日常生活に必要な契約などにおいてトラブル・被害を受けることがないように、家庭裁判所によって選ばれた人がその人を保護・支援する制度です。

平成27年10月より、その相談窓口として習志野市成年後見センターを開設しました。皆様のご相談をお待ちしております。

平成28年4月以降の開設日・時間は変更となる予定です。決まり次第、広報習志野、市ホームページ等でお知らせします。

## 成年後見センターの概要

◎開設日 第2・第4木曜日（祝日の場合は休み）

◎時 間 午前10時30分 ～ 正午  
午後 1時 ～ 3時30分  
（受付 午後3時まで）

◎場 所 サンロード6階（市民相談室）

※後見人等の受任実績のある専門職が相談に応じます！

## 相談内容等について

成年後見制度全般に関する相談や、後見等申立てに関する相談など  
相談時間は、1回30分以内、予約は原則不要です。ただし、相談したいことが多いなど30分を超えそうな場合は、事前の予約をお願いします。

### 問い合わせ先

習志野市役所 高齢者支援課 047-453-9225（直通）

